

昭和四十四年国家公安委員会規則第四号

警察庁の定員に関する規則
行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百一十一号)を実施するため、警察庁の定員に関する規則を次のように定める。

第一条 警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。

Table with columns: 区分, 定員, 備考. Rows include: 内部部長官官房, 生活安全局, 刑事局, 組織犯罪対策部, 策謀部, 交通局, 警備局, 外事情報部, 警備運用部, 情報通信局, 警察大学校, 警察大専攻, 科学警察研究所, 皇宮警察本部, 計, 地方機関, 警察情報通信部, 海道警察情報通信部, 報道通信部.

第二条 警察庁の各地方機関別の定員ならびに内部部局、各附属機関別および各地方機関別の警察官(皇宮警察本部にあつては、皇宮護衛官)の階級別定員は、前条に規定する定員の範囲内において、警察庁長官が定める。

附則 (委任規定)
この規則は、昭和四十四年六月五日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

Table with columns: 区分, 期間, 定員, 備考. Rows include: 内部部長官官房, 計, 平成二十八年二月一日から施行し、昭和四十五年五月二十二日から適用する。

附則 (昭和四十六年一〇月七日国家公安委員会規則第九号)
この規則は、昭和四十六年十月七日から施行し、昭和四十六年七月一日から適用する。

附則 (昭和四十七年五月二日国家公安委員会規則第三号)
この規則は、昭和四十七年五月二日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

Table with columns: 区分, 期間, 定員, 備考. Rows include: 内部部長官官房, 計, 平成二十八年二月一日から施行し、昭和四十九年四月十一日から適用する。

附則 (昭和四十八年五月九日国家公安委員会規則第三号)
この規則は、昭和四十八年五月九日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

附則 (昭和四十九年四月二日国家公安委員会規則第二号)
この規則は、昭和四十九年四月二日から施行し、昭和四十九年三月三十日まで適用する。

Table with columns: 区分, 期間, 定員, 備考. Rows include: 内部部長官官房, 計, 平成二十八年二月一日から施行し、昭和五十年四月二日から適用する。

附則 (昭和五十二年五月二日国家公安委員会規則第一号)
この規則は、昭和五十二年五月二日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

附則 (昭和五十六年四月三日国家公安委員会規則第一号)
この規則は、昭和五十六年四月三日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定は、同年四月一日から適用する。

Table with columns: 区分, 期間, 定員, 備考. Rows include: 内部部長官官房, 計, 平成二十八年二月一日から施行し、昭和五十七年四月四日から適用する。

附則（昭和五十七年四月六日国家公安委員会規則第二号）

1 この規則は、昭和五十七年四月六日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。

2 新規則第一条の規定にかかわらず、昭和五十七年九月三十日までの間は、内部部局の定員は一、二六一人、附属機関の定員は一、一七四人とする。

附則（昭和五十八年四月五日国家公安委員会規則第四号）

1 この規則は、昭和五十八年四月五日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。

2 新規則第一条の規定にかかわらず、昭和五十八年九月三十日までの間は、内部部局の定員は一、二六三人、附属機関の定員は一、一七四人とする。

附則（昭和五十九年四月一二日国家公安委員会規則第三号）

1 この規則は、昭和五十九年四月十二日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。

2 新規則第一条の規定にかかわらず、昭和五十九年九月三十日までの間は、内部部局の定員は一、二六一人、附属機関の定員は一、一七五人とする。

附則（昭和六〇年四月六日国家公安委員会規則第八号）

1 この規則は、昭和六十年四月六日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。

2 新規則第一条の規定にかかわらず、昭和六十年九月三十日までの間は、内部部局の定員は一、二六五人、附属機関の定員は一、一八六人とする。

附則（昭和六一年四月五日国家公安委員会規則第二号）

1 この規則は、昭和六一年四月五日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。

2 警察庁の定員に関する規則等の一部を改正する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第六

号）による改正後の警察庁の定員に関する規則第一条の規定にかかわらず、昭和六十一年九月三十日までの間は、内部部局の定員は一、二六九人、附属機関の定員は一、一八七人とする。

附則（昭和六一年七月一日国家公安委員会規則第六号）

この規則は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附則（昭和六二年五月二日国家公安委員会規則第六号）

1 この規則は、昭和六十二年五月二日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。

2 昭和六十二年九月三十日までの間は、新規則第一条の表中「三四一人」とあるのは「三四八人」と、「二六六人」とあるのは「二七三人」と、「九五九人」とあるのは「九六四人」と、「九一六人」とあるのは「九二一人」と、「一八八人」とあるのは「一八九人」と、「七、五八八人」とあるのは「七、六〇〇人」とする。

附則（昭和六三年四月八日国家公安委員会規則第二号）

1 この規則は、昭和六三年四月八日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。

2 昭和六三年九月三十日までの間は、新規則第一条の表中「三四三人」とあるのは「三五二人」と、「三〇四人」とあるのは「三一、三一人」と、「九五八人」とあるのは「九六四人」と、「九一五人」とあるのは「九二一人」と、「一八二人」とあるのは「一八八人」と、「七、五九九人」とあるのは「七、六一四一人」とする。

附則（平成元年五月二九日国家公安委員会規則第九号）

1 この規則は、平成元年五月二十九日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）及び次項の規定は、同年四月一日から適用する。

2 次の表の区分の欄に掲げるものに係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、新規則第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内部警務局	平成元年九月一〇日までの間	二〇二人	
地方管区警察	平成元年九月一〇日までの間	九人	九人は皇宮護衛官とする。
警察通信部	平成元年九月一〇日までの間	六一人	
警察通信部	平成元年九月一〇日までの間	六一人	

附則（平成二年六月八日国家公安委員会規則第五号）

1 この規則は、平成二年六月八日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）第一条の規定及び次項の規定は、同年四月一日から適用する。

2 次の表の区分の欄に掲げるものに係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、新規則第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内部警務局	平成二年九月一〇日までの間	一八八人	
地方管区警察	平成二年九月一〇日までの間	九人	九人は皇宮護衛官とする。
警察通信部	平成二年九月一〇日までの間	六一人	
警察通信部	平成二年九月一〇日までの間	六一人	

附則（平成三年四月一二日国家公安委員会規則第三号）

1 この規則は、平成三年四月十二日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）第一条の規定及び次項の規定は、同年四月一日から適用する。

2 次の表の区分の欄に掲げるものに係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、新規則第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内部警務局	平成三年九月一〇日までの間	一八八人	
地方管区警察	平成三年九月一〇日までの間	九人	九人は皇宮護衛官とする。
警察通信部	平成三年九月一〇日までの間	六一人	
警察通信部	平成三年九月一〇日までの間	六一人	

附則（平成四年四月一〇日国家公安委員会規則第七号）

この規則は、平成四年四月一〇日から施行する。

附則（平成四年四月一〇日国家公安委員会規則第八号）

1 この規則は、平成四年四月十日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則（次項において「新規則」という。）第一条の規定及び次項の規定は、同年四月一日から適用する。

2 次の表の区分の欄に掲げるものに係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、新規則第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内部警務局	平成四年九月九日までの間	一九九人	
地方管区警察	平成四年九月九日までの間	九人	九人は皇宮護衛官とする。
警察通信部	平成四年九月九日までの間	六一人	
警察通信部	平成四年九月九日までの間	六一人	

区分	期間	定員	備考
内部警務局	平成五年九月一八日 月三十日ま の間		
附 属皇宮警察本部	平成五年九月六七日 月三十日ま の間	うち、九二 二人は皇宮 護衛官とす る。	
地方管区警察	平成五年十五、〇 うち、六〇 機関局、東京都二月三十一 七八人六人は警察 官とする。		
警察通信部	日までの間		
及び北海道 警察通信部			

及び北海道  
警察通信部  
附 則 (平成五年四月一日国家公安委員会規則第二号)  
この規則は、平成五年四月一日から施行する。  
1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。  
2 次の表の区分の欄に掲げるものに係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、警察庁の定員に関する規則第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則第一条及び附則第二項の規定は、平成十年四月一日から適用する。  
附 則 (平成一〇年六月二二日国家公安委員会規則第一号)  
この規則は、平成十年六月二十二日から施行する。  
附 則 (平成一一年三月三二日国家公安委員会規則第六号)  
この規則は、平成十一年四月一日から施行する。  
附 則 (平成一二年三月三二日国家公安委員会規則第一二二号)  
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。  
附 則 (平成一二年二月二二日国家公安委員会規則第二〇号)  
この規則は、平成十三年一月六日から施行する。  
附 則 (平成一三年三月三〇日国家公安委員会規則第九号)  
この規則は、平成十三年四月一日から施行する。  
附 則 (平成一四年四月一日国家公安委員会規則第四号)  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則第一条及び附則第二項の規定は、平成十四年四月一日から適用する。  
附 則 (平成一五年四月一日国家公安委員会規則第九号)  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則第一条及び附則第二項の規定は、平成十五年四月一日から適用する。  
附 則 (平成一六年四月一日国家公安委員会規則第六号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成一七年四月一日国家公安委員会規則第八号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成一八年三月三〇日国家公安委員会規則第一〇号)  
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。  
附 則 (平成一九年四月一日国家公安委員会規則第七号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。  
附 則 (平成二〇年四月一日国家公安委員会規則第三号)  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。  
附 則 (平成二〇年二月二六日国家公安委員会規則第二七号)  
この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第八八号)の施行の日(平成二十年十二月三十一日)から施行する。  
附 則 (平成二一年三月三二日国家公安委員会規則第二号)  
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。  
附 則 (平成二一年八月一四日国家公安委員会規則第六号)  
この規則は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。  
附 則 (平成二二年四月一日国家公安委員会規則第二号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成二三年三月三二日国家公安委員会規則第六号)  
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。  
附 則 (平成二四年四月六日国家公安委員会規則第四号)  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。  
附 則 (平成二五年五月二六日国家公安委員会規則第七号)  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。  
附 則 (平成二六年三月三二日国家公安委員会規則第六号)  
この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。  
附 則 (平成二七年四月一〇日国家公安委員会規則第九号)  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察庁の定員に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附 則 (平成二八年三月三二日国家公安委員会規則第七号)  
この規則は、平成二十八四月一日から施行する。  
附 則 (平成二八年九月七日国家公安委員会規則第二一号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成二九年三月三二日国家公安委員会規則第四号)  
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。  
附 則 (平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第八号)  
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。  
附 則 (平成三一年四月一日国家公安委員会規則第五号) 抄  
附 則 (令和元年二月一六日国家公安委員会規則第一二号)  
この規則は、令和二年一月七日から施行する。  
附 則 (令和二年三月三〇日国家公安委員会規則第四号)  
この規則は、令和二年四月一日から施行する。  
附 則 (令和三年三月三二日国家公安委員会規則第五号)  
この規則は、令和三年四月一日から施行する。